

件名

漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件

○金融庁告示第 号
農林水産省

水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条の八第一項（同法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年金融庁告示第三号）の一部を次のように改正し、令和九年三月三十一日から適用する。

令和八年 月 日

金融庁長官 伊藤 豊

農林水産大臣 鈴木 憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

改正後	改正前
（株式及び株式と同等の性質を有するものに対するエクスポージャー） 第四十七条 「略」 「2・3 略」 4 第一項の規定にかかわらず、株式及び株式と同等の性質を有するもの（第二項に規定する株式と同等の性質を有するものをいう。）に対するエクスポージャー（第四十七条の五の規定によりリスク・ウェイトを判定するエクスポージャーを除く。）のうち、自己資本の額（第二条に規定する単体自己資本比率を算出する場合にあつては同条の算式における自己資本の額をいい、第十条に規定する連結自己資本比率を算出する場合にあつては同条の算式における自己資本の額をいう。）に十パーセントを乗じて得た額を上回らない部分について、次に掲げる要件の全てを満たすもののリスク・ウェイトは、百パーセントとすることができる。 一 我が国の政府関係機関又はその子法人等（以下この号において「政府関係機関等」という。）と共同で行う投資であつて、政府出資その他の財政上の措置により、政府関係機関等が当該投資に係る信用リスクの相当部分を引き受けるものであること。 二 次に掲げるいずれかの会社に対する投資であること。 イ 漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成五年大蔵省令第二号）第二十七条第十二項に規定する新農林水産省	（株式及び株式と同等の性質を有するものに対するエクスポージャー） 第四十七条 「同上」 「2・3 同上」 「項を加える。」

規事業分野開拓会社（同項本文の規定の適用を受けるものを除く。）

ロ 漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第二十七条第十二項本文に規定する事業再生会社（同項本文又は同条第十三項本文の規定の適用を受けるものを除く。）

ハ 漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第二十七条第十二項に規定する地域活性化事業会社（同項本文の規定の適用を受けるものを除く。）又は漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第三十七条第一項に規定する特例事業再生会社（同条第三項本文の規定の適用を受けるものを除く。）若しくは同条第二項の規定の適用を受ける会社

（他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャー）

第四十七条の三 第二十七条から前条までの規定にかかわらず、他の金融機関等（単体自己資本比率を算出する場合にあっては第五条第三項に規定する他の金融機関等（連結自己資本比率を算出する組合にあっては、連結の範囲に含まれる者を除く。）をいい、連結自己資本比率を算出する場合にあっては第十三条第四項に規定する他の金融機関等をいう。以下同じ。）の対象資本等調達手段（単体自己資本比率を算出する場合にあっては第五条第三項に規定する対象資本調達手段又はその他外部TLAC関連調達手段をいい、連結自己資本比率を算出する場合にあっては第十三条第四項に規定する対象

（他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャー）

第四十七条の三 第二十七条から前条までの規定にかかわらず、他の金融機関等（単体自己資本比率を算出する場合にあっては第五条第三項に規定する他の金融機関等（連結自己資本比率を算出する組合にあっては、連結の範囲に含まれる者を除く。）をいい、連結自己資本比率を算出する場合にあっては第十三条第四項に規定する他の金融機関等をいう。以下同じ。）の対象資本等調達手段（単体自己資本比率を算出する場合にあっては第五条第三項に規定する対象資本調達手段又はその他外部TLAC関連調達手段をいい、連結自己資本比率を算出する場合にあっては第十三条第四項に規定する対象

資本調達手段又はその他外部T L A C 関連調達手段をいう。
次項及び第百五十四条の三において同じ。）のうち、対象普通
通出資等（単体自己資本比率を算出する場合にあつては第五
条第四項に規定する対象普通通出資等をいい、連結自己資本比
率を算出する場合にあつては第十三条第五項に規定する対象
普通通出資等をいう。第百五十四条の三第一項において同じ。
）及びその他外部T L A C 関連調達手段に該当するもの以外
のものに係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、二百
五十パーセント（第四十七条第三項に規定する投機的な非上
場株式に対する投資に係るエクスポージャーにあつては四百
パーセントとし、同条第四項の規定により百パーセントのリ
スク・ウェイトが適用されるエクスポージャーにあつては百
パーセントとする。）とする。

2
「略」

（株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額）
第百四十一条 第四十七条第一項、第三項及び第四項の規定は
、内部格付手法採用組合が株式等エクスポージャーの信用リ
スク・アセットの額を算出する場合について準用する。この
場合において、同条第一項中「株式及び株式と同等の性質を
有するものに対するエクスポージャー（第四十七条の五の規
定によりリスク・ウェイトを判定するエクスポージャーを除
く。）」とあり、及び同条第四項中「株式及び株式と同等の
性質を有するもの（第二項に規定する株式と同等の性質を有
するものをいう。）に対するエクスポージャー（第四十七条

資本調達手段又はその他外部T L A C 関連調達手段をいう。
次項及び第百五十四条の三において同じ。）のうち、対象普
通出資等（単体自己資本比率を算出する場合にあつては第五
条第四項に規定する対象普通通出資等をいい、連結自己資本比
率を算出する場合にあつては第十三条第五項に規定する対象
普通通出資等をいう。第百五十四条の三第一項において同じ。
）及びその他外部T L A C 関連調達手段に該当するもの以外
のものに係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、二百
五十パーセント（第四十七条第三項に規定する投機的な非上
場株式に対する投資に係るエクスポージャーにあつては、四
百パーセント）とする。

2
「同上」

（株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額）
第百四十一条 第四十七条第一項及び第三項の規定は、内部格
付手法採用組合が株式等エクスポージャーの信用リスク・ア
セットの額を算出する場合について準用する。この場合にお
いて、同条第一項中「株式及び株式と同等の性質を有するも
のに対するエクスポージャー（第四十七条の五の規定により
リスク・ウェイトを判定するエクスポージャーを除く。）」と
あるのは、「株式等エクスポージャー（第百四十二条の規定
によりリスク・ウェイトを判定するエクスポージャーを除く
。）」と読み替えるものとする。

の五の規定によりリスク・ウェイトを判定するエクスポージャーを除く。）」とあるのは、「株式等エクスポージャー（第四百十二条の規定によりリスク・ウェイトを判定するエクスポージャーを除く。）」と読み替えるものとする。 （他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャー） 第五百五十四条の三 第二百二十七条から前条までの規定にかかわらず、他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち、対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するものの以外のものに係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額（ECLをいう。）に二百五十パーセント（第四十七条第三項に規定する投機的な非上場株式に対する投資に係るエクスポージャーにあつては四百パーセントとし、第四百一条において準用する第四十七条第四項の規定により百パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーにあつては百パーセントとする。）のリスク・ウェイトを乗じた額とする。 2 「略」	（他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャー） 第五百五十四条の三 第二百二十七条から前条までの規定にかかわらず、他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち、対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するものの以外のものに係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額（EADをいう。）に二百五十パーセント（第四十七条第三項に規定する投機的な非上場株式に対する投資に係るエクスポージャーにあつては、四百パーセント）のリスク・ウェイトを乗じた額とする。 2 「同上」
備考 表中の「」の記載は注記である。	